

## 事業事前評価表案

国際協力機構 経済開発部  
農業・農村開発第二グループ

### 1. 案件名（国名）

国名：ウガンダ共和国（ウガンダ）

案件名：（和名）北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2

（英名）Northern Uganda Farmers' Livelihood Improvement Project Phase II

### 2. 事業の背景と必要性

（1）ウガンダ北部（アチョリ）地域の現状・課題と本事業の位置づけ

ウガンダ共和国の北部に位置するアチョリ地域は、1980年代から20年以上続いた内戦により200万人とも言われる国内避難民（Internally Displaced Persons: IDP）が生じた紛争影響地域である。当該地域は農業に適しており、主産業は農業セクターであるにも関わらず、住民の大半が長年IDPキャンプ内での生活を余儀なくされたことから、農業経験が著しく乏しい<sup>1</sup>。ウガンダ政府は「平和復興開発計画」<sup>2</sup>を2007年より策定し、北部地域の復興・開発に取り組んでいるものの、2016年の全国家計調査によると、ウガンダ全国の貧困率は平均21.4%に対して、北部地域の貧困率は平均32.5%、そのうちアチョリ地域の貧困率は33.4%<sup>3</sup>であり、ウガンダ国内では南北格差が長年の課題である。2016年以降は、北部地域と国境を接する南スーダンなどから多くの難民が流入しており、同地域に大きな負荷が一層かかり、南北格差がさらに助長される事態が起きている<sup>4</sup>。

このような状況の中、JICAは、技術協力プロジェクト「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト」（Northern Uganda Farmers' Livelihood Improvement Project: NUFLIP）（2015年12月～2021年8月）（以下、「先行案件」）をアチョリ地域で実施し、市場志向型農業<sup>5</sup>と生活の質の向上の2本柱で構成される「生計向上アプローチ<sup>6</sup>」の開発及び同アプローチを活用した県政府による普及実証活動により、帰還民の生計向上と同地域の安定に貢献してきた。先行案件は同アプローチの開発期であり、限られた農業普及員と農家グループへの技術移転だったが、今後の北部地域全体の安定や、住民の生計向上のためには、同アプローチを活用できる農業普及員の増加や農民間の普及を通じた同アプローチの拡大、農業技術の向上などが必要である。そのため、いまだ貧困率の高いアチョリ地域での同アプローチのさらなる定着と域内での面的拡大、また質的深化（栽培方法や収支管理などの技術レベル向上）が必要であることから、ウガンダ政府は、「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2」（以下、「本事業」）の実施を日本政府に要請した。

<sup>1</sup> 出典：ウガンダ共和国北部復興支援プログラム中間レビュー報告書、JICA（2014）

<sup>2</sup> 英名はPeace, Recovery and Development Plan: PRDP。

<sup>3</sup> 出典：平成29年度外務省ODA評価ウガンダ国別評価（第三者評価）報告書、有限会社あずさ監査法人（2018）

<sup>4</sup> 出典：ウガンダ国西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート、JICA（2018）

<sup>5</sup> 2006年から始まったケニア農業省とJICAの技術協力プロジェクトで開発された小規模園芸農家支援のアプローチ、SHEPアプローチを採用。農家の意識を「作ってから売る」から「売るために作る」へと変革し、農家自ら実践するための支援の考え方や手法である。

<sup>6</sup> 生活向上アプローチとは、①農業経験の乏しい自給自足的農家が、市場を意識した野菜栽培と販売を行うことによって所得向上を図る（市場志向型農業）とともに、②所得の適切な用途を含む家庭の目標設定・家計管理、食糧管理・栄養改善などの農家の生活全般の改善を図る（生活の質の向上）もの。

## (2) 当該分野に対する日本、JICA の協力量針などと本事業の位置づけ

対ウガンダ国別開発協力量針（2017年7月）では、「経済成長を通じた貧困削減と地域格差是正の支援」の基本方針（大目標）のもと、「北部地域の社会的安定」を重点分野（中目標）としている。本事業は、公共サービスの質の改善とコミュニティ住民の生計向上に貢献するものであり、「北部地域及び農民受入地域の社会的安定・平和構築」（小目標）の「北部地域支援プログラム」に位置づけられている。また本事業は小規模農家の園芸作物を通じた所得向上に資する取り組みであり、「農村開発を通じた所得向上プログラム」にも寄与する。

加えて、人間の安全保障アプローチによる紛争予防と強靱な社会づくり、脆弱地域における地方行政の能力強化や強靱な社会の形成と信頼醸成といった観点から、JICA のグローバルアジェンダ「平和構築」、小規模農家の営農マインドを変革し、農業所得の向上と栄養改善を図る観点から「農業・農村開発」及び「栄養改善」に貢献する。

さらに紛争影響地域の農家の生計向上に取り組む本事業は、持続可能な開発目標（SDGs ゴール）2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」と SDGs ゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」に貢献する。

## (3) 他の援助機関の対応

アチョリ地域の農業分野では、世界銀行が農業畜産水産省を通じて「農業クラスター開発プロジェクト」（Agriculture Cluster Development Project: ACDP）（2015年～2023年）を実施中で、コメや豆、ロブスタコーヒーの生産性向上、付加価値向上、市場へのアクセス改善などを支援している。国際農業開発基金（IFAD）は、地方行政省を通じてアチョリ地域を対象に「北部生計回復プロジェクト」（Project for Restoration of Livelihoods in the Northern Region: PRELNOR）（2015年～2023年）を実施しており、農家の生計向上、市場アクセスの改善に取り組んでいる。対象作物はコメや豆、メイズ、キャッサバで、本事業との重複はないが、農家グループの生計向上支援のほか、社会的弱者やジェンダー配慮など、先行案件と本事業の生活の質の向上に類似した活動も行っている。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、ウガンダ北部アチョリ地域において、市場志向型農業の推進、生活の質の改善、灌漑を利用した乾期栽培の導入、生計向上アプローチの普及方法の開発・実施を通し、小規模農家の特性をふまえた生計向上アプローチの確立・普及を図り、もって同地域の小規模農家の生計向上に寄与するものである。

### (2) プロジェクトサイト・対象地域名

アチョリ地域 8 県（面積：約 30,000 km<sup>2</sup>、人口：約 150 万人）とグル市<sup>7</sup>

<sup>7</sup> グル市は Municipality から City への市政施行がなされたものの、2021年2月の基本計画策定調査時点で市生産局は未設立であり農業普及員の配置もされていない。よって、本プロジェクト実施期間中にグル市による農業普及行政・活動が開始された場合、関係機関として位置づけることをウガンダ側と合意した。2022年11月の詳細計画策定調査時点でも、

8 県は、①アカゴ (Agago) 県、②アムル (Amuru) 県、③オモロ (Omoror) 県、④グル (Gulu) 県、⑤キトゥグム (Kitgum) 県、⑥ヌウォヤ (Nwoya) 県、⑦ラムオ (Lamwo) 県、⑧パデル (Pader) 県である。

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

- 直接受益者 : 389 農家グループ<sup>8</sup> (約 6,000 人)  
(自給自足農家/雨期栽培 309 グループ、NUFLIP 農家/乾期栽培 80 グループ)<sup>9</sup>  
郡農業普及員 (Agricultural Officers: AOs) 62 人
- 最終受益者 : アチョリ地域農家

(4) 総事業費 (日本側)

約 7.98 億円

(5) 事業実施期間

2021 年 9 月～2026 年 8 月 (計 60 カ月)

(6) 事業実施体制

- 実施機関 : 農業畜産水産省作物総局作物局 (Department of Crop Production, Directorate of Crop Resources, Ministry of Agriculture, Animal Industry and Fisheries: MAAIF)
- 関係機関 : アチョリ地域 8 県の生産局 (District Production Department) とグル市

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣

- 1) チーフアドバイザー／生計向上アプローチ推進
- 2) 野菜栽培／普及
- 3) 生活の質の向上
- 4) 流通／モニタリング

② 研修員受け入れ (SHEP 関連課題別研修など)

③ 機材供与 (車両)

2) ウガンダ側

① カウンターパートの配置

- プロジェクト・ダイレクター (MAAIF 作物局長)
- プロジェクト・マネージャー (MAAIF 作物局園芸作物課長)

---

農業課長 1 人が配置されただけで市生産局の設立や農業普及員の配置には至っていなかった。

<sup>8</sup> 基本計画フェーズを通じ、普及員 1 名あたり 1.5 農家グループ/1 年が適切な受益者数であることが判明。

<sup>9</sup> NUFLIP 農家とは、フェーズ 1 または本事業で生計向上アプローチ (市場志向型農業と生活の質の向上) の研修を受講し、実践している農家を指す。自給自足農家は、生計向上アプローチが普及されていない農家を指す。

- 県・コーディネーター（県政府作物生産局農業課長 8 人）
- 郡農業普及員（62 人）

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

- プロジェクト事務所：ゲル県事務所敷地内
- プロジェクト活動経費：研修実施経費、C/P 人件費、旅費等

(8) 他事業、他援助機関などとの連携・役割分担

1) 日本の援助活動

- 個別専門家派遣「農業計画アドバイザー」（2022 年～2024 年）：農業セクターの各種政策や予算など中央政府レベルの情報共有と、本事業の生計向上アプローチの普及強化の面で連携・協力する。
- 技術協力プロジェクト「コメ振興プロジェクト フェーズ 2」（2019 年～2024 年）：農業セクターの情報を相互に共有する。
- 技術協力プロジェクト「西ナイル・難民受入地域レジリエンス強化プロジェクト」（2021 年～2026 年）：北部地域の情報を相互に共有する。

2) 他の開発協力機関などとの援助活動

先行案件では、対象農家グループが世界銀行の支援する ACDP の補助金を使って野菜の種子を購入した事例や、農業普及員が IFAD の PRENOR の支援で小型灌漑ポンプを購入したコミュニティグループに市場志向型の野菜栽培を指導した事例などの連携が見られた。本事業開始以降、GIZ が地方開発省を通じて支援するウガンダ地方開発推進事業（Promoting Rural Development in Uganda: PRUDEV）でも、先行案件や本事業が支援・育成した農家グループが農業投入財の供与支援を受けているとの情報がある。対象農家グループあるいは農業普及員による、これらの開発パートナーの援助事業との連携が今後も見込まれる。このほか、MAAIF を含むウガンダ政府が世界銀行の支援を得て実施中の政府間財政移転プログラム事業（Uganda Intergovernmental Fiscal Transfers Program Project: UglFT）は、小規模灌漑プログラムを全国 40 のパイロット県で開始し、灌漑ポンプや設備などに補助金を出して農家支援に取り組んでいる。本事業を通じて市場志向型農業に目覚めた自給自足農家や NUFLIP 農家グループも、こうしたプログラムからさらなる支援を受ける可能性は高い。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：用地取得・住民移転は想定されず、環境面における大きな影響は想定されない。「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）によれば、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

## 2) 横断的事項

本事業では紛争の影響による社会的・心理的インパクトに配慮し、園芸作物栽培の経験がほとんどない小規模な自給自足農家グループを対象とし、市場志向型農業の実践を通じて、彼らの園芸作物からの農業所得を増やすことを目指している。また本事業は、生活の質に資する活動を対象農家グループの能力強化を通じて支援するため、彼らの生活全般の改善、ひいては貧困対策に貢献することが見込まれる。

受益効果の偏りによって対象グループとコミュニティ内の不和や分断を生じさないために、明確な選定基準と方法にしたがって対象グループを選定することとし、社会的弱者<sup>10</sup>や公平性の担保に留意しながら活動を進めることから、対象グループとコミュニティ住民との社会的結束や社会的包摂の促進を通じ、アチヨリ地域の平和構築にも資することが期待できる。

## 3) ジェンダー分類

GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<活動内容／分類理由>

本事業は、ジェンダーを理由に公平な参加を阻害されている人々を分析及び特定していること、研修において男女の参加を促し共同で目標設定し、ジェンダー課題と解決方法について議論及び実践すること、また成果2において指標を設定しジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進状況を確認する計画になっているため（研修の具体的な内容：農家対象の生計向上アプローチの研修で男女の参加を促して共同で「家族の目標設定」を行う。生活の質向上に関する研修では、対象農家グループ内で公平な参加を阻害されている人々やジェンダー格差の課題や克服方法を議論し、グループ単位や家族単位での取組と取組後の振り返りを行う）。

(10) その他特記事項

特になし。

## 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

アチヨリ地域の小規模農家の生計が向上する。

指標と目標値：

- (指標 1) アチヨリ地域の少なくともプロジェクトで育成された農業普及員の60%が、生計向上アプローチを普及している。
- (指標 2) アチヨリ地域の小規模農家9000人\*1以上が、農業普及員により生計向上アプローチの研修を受講する。
- (指標 3) 研修を受講したアチヨリ地域の小規模農家のうち少なくとも40%が、生計向上アプローチに関する活動を実践している。

<sup>10</sup> 先行案件において農家グループが社会的弱者と認識したのは、寡婦・寡夫、障がい者、誘拐された元子ども兵・チャイルドマザー、非識字者、高齢者、HIV/AIDS感染者などであった。

-\*1 プロジェクト期間中の対象農家数 6000 人を含む。

## (2) プロジェクト目標

アチョリ地域の小規模農家の特性をふまえた生計向上アプローチ\*2 が確立・普及する。

指標と目標値：

(指標 1) 小規模農家を対象とした、雨期と乾期の野菜栽培用の生計向上アプローチに関する研修プログラムが開発される。

(指標 2) アチョリ地域の小規模農家 6000 人以上が、農業普及員により生計向上アプローチの研修を受講する。

(指標 3) プロジェクトから直接支援を受けた NUFLIP 農家の雨期栽培の野菜を含む換金作物からの実質所得が、少なくとも平均で X% 増加する。

(指標 4) プロジェクトから直接支援を受けた NUFLIP 農家の乾期栽培の野菜生産からの実質所得が、少なくとも平均で X X% 増加する。

-\*2 生計向上アプローチは、(1) SHEP アプローチによる市場志向型農業と (2) 生活の質の向上活動で構成される。

## (3) 成果

成果 1: 自給自足農家を対象に雨期栽培向けの市場志向型農業が推進される。

成果 2: 雨期栽培を行う自給自足農家の生活の質\*3 が改善される。

成果 3: 灌漑を利用した乾期栽培に関する適正技術が実証され、NUFLIP 農家を対象に導入される。

成果 4: 生計向上アプローチの普及方法が、MAAIF の関係局と地方政府と連携して開発・実施される。

-\*3 生活の質とは、家族目標の設定、ジェンダー視点に立った取組、栄養と衛生、食料在庫管理、家計管理などの活動を指す。

※事前評価までの段階において、NUFLIP (フェーズ 1) の市場志向型農業・生活の質の向上 (QOL) の活動・研修教材レビュー (以下の活動 1-1、1-2 に該当) 及び NUFLIP (フェーズ 1) の乾期栽培試行結果レビュー、適正技術の検証、乾期作物栽培プログラムの開発 (以下の活動 3-1~3-4 に該当)、農民間普及など既存の農業普及と他のプログラムやスキームとの協力についてレビュー、QOL に関する普及レビュー、生計向上アプローチ推進のための普及計画策定が実施された (以下の活動 4-1~4-3 に該当)。

## (4) 活動

### ● 成果 1 の活動

1-1 NUFLIP (フェーズ 1) の市場志向型農業の活動と研修教材をレビューする。

1-2 市場志向型農業の活動内容を計画する。

1-3 市場志向型農業に関する研修プログラムと教材を開発・改訂する。

1-4 市場志向型農業に関する農業普及員向けの再研修を実施する。

1-5 生計向上アプローチの普及計画に基づき、対象農家グループに市場志向型農業に関する一連の活動を実施する。

● 成果 2 の活動

2-1 NUFLIP（フェーズ 1）の生活の質の向上（QOL）に関する活動と研修教材をレビューする。

2-2 QOL に関するプログラムを開発・改訂する。

2-3 QOL に関する研修プログラムと教材を開発・改訂する。

2-4 QOL に関する農業普及員向けの再研修を実施する。

2-5 生計向上アプローチの普及計画に基づき、QOL に関する一連の活動を実施する。

● 成果 3 の活動

3-1 NUFLIP（フェーズ 1）の乾期栽培試行結果をレビューする。

3-2 圃場を設置し、灌漑を利用した乾期作物栽培に関する適正技術を検証する。

3-3 農業普及員に対して、灌漑を利用した乾期作物栽培の適正技術に関する圃場研修を実施する。

3-4 NUFLIP 先進農家に対して、灌漑を利用した乾期作物栽培プログラムを開発する。

3-5 生計向上アプローチの普及計画に基づき、NUFLIP 先進農家グループに対して、灌漑を利用した乾期作物栽培に関する一連の活動を実施する。

● 成果 4 の活動

4-1 農民間普及など既存の農業普及と他のプログラムやスキームとの協力についてレビューする。

4-2 コミュニティ開発官やコミュニティベースファシリテーターなどを含む既存の QOL に関する普及をレビューする。

4-3 生計向上アプローチ推進のための普及計画を策定する。

4-4 普及計画に基づいて MAAIF の関係局と地方政府と協力して一連の活動を実施する。

4-5 モニタリング・評価を実施する。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- 特になし。

(2) 外部条件

【プロジェクト目標から上位目標に至るための外部条件】

- ウガンダ政府が引き続き普及サービスを提供する。

【成果からプロジェクト目標に至るための外部条件】

- 天候不順や病害虫の蔓延が起こらない。
- 深刻な社会的騒乱が発生しない。
- ウガンダのマクロ経済が安定している。
- 育成された農業普及員の大半が退職や異動しない。

#### 【活動から成果に至るための外部条件】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大によるウガンダへの渡航制限や隔離措置、国内の移動規制などが大幅に厳しくならない。

### 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

先行案件である「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト」(2015年12月～2021年9月)では、対象農家グループに年間2回の作付け期の技術研修を行った。技術研修を通じて社会的弱者を含む各自の責任・役割分担や配慮事項が明確化されるとともに、参画率(貢献度、信頼醸成)が上がったこと、2期作分の研修を終了した農家は、グループごと・小グループごと・農家世帯ごとに、それぞれの能力に適した選択肢を自ら選定・決定できたことが確認された。これらの取り組みは、プロジェクトの持続性の担保に寄与している点も教訓として導ける。本事業では、公的農業普及や農民間普及におけるICT技術(電子教材、動画教材)を導入することで生計向上アプローチの面的展開を図る予定だが、上述した先行案件の教訓をもとに、一連の仕組みとグループ制を基本として活用する。

### 7. 評価結果

本事業は、ウガンダの開発課題や政策、日本とJICAの協力方針に合致し、紛争影響地域の小規模農家の生計向上に資するものであり、SDGsゴール2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」とゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性と妥当性はともに高い。

### 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標  
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール  
事業完了3年後に事後評価。

以上